

平成 27 年 4 月 第 3 版

米トレーサビリティ制度 Q & A  
～基本編～

平成 27 年 4 月

**農林水産省**

## 米トレーサビリティー制度Q & A ～基本編～ 目次

- (問1) 米トレーサビリティー法の目的はどのようなものですか。
- (問2) 米トレーサビリティー法の概要はどのようなものですか。
- (問3) 米トレーサビリティー法に基づく産地情報の伝達と、食品表示法、食品衛生法（乳及び乳製品の成分規格等に関する省令を含む。）、景品表示法、不正競争防止法との関係はどのようになっていますか。
- (問4) 米トレーサビリティー法でいう「米穀等」とはどのようなものですか。
- (問5) 米トレーサビリティー法でいう「米穀事業者」とはどのような事業者ですか。
- (問6) 米トレーサビリティー法でいう「指定米穀等」とはどのようなものですか。
- (問7) 米トレーサビリティー法では、どうして記録を作成する必要があるのですか。
- (問8) 取引等の記録はどのような場合に作成しなければならないのですか。
- (問9) 取引等の記録にはどのような項目が必要ですか。
- (問10) 縁故米も取引等の記録を作成する必要がありますか。
- (問11) 搬出、搬入等の記録はどのような場合に作成をしなければなりませんか。
- (問12) 搬出、搬入等の記録にはどのような項目が必要ですか。
- (問13) 記録の保存はどれ位の期間必要ですか。
- (問14) 取引等の記録、搬出、搬入等の記録の作成の際に、入荷したものと出荷したものと対応関係が分かるようにする旨の努力義務が規定されていますがどのような内容ですか。
- (問15) 事業者間の取引についても産地情報の伝達が、どうして必要なのですか。
- (問16) 事業者間における産地情報の伝達の方法にはどのようなものがありますか。
- (問17) 指定米穀等の産地情報の伝達の「産地」については、どのように表記すればよいのですか。
- (問18) 業務用加工食品と業務用生鮮食品についても産地情報の伝達の義務がかかりますか。
- (問19) 指定米穀等についてはばら売りをする対面販売などの場合であっても、産地情報の伝達をする必要はありますか。
- (問20) 輸入品の場合、例えば「カリフォルニア産」等と国名を省略した形で記載することはできますか。
- (問21) 一般消費者に対する産地情報の伝達の方法にはどのようなものがありますか。
- (問22) 米トレーサビリティー法に違反した場合の罰則はどのような内容ですか。
- (問23) 事業者間の産地情報の伝達違反が直罰となっているのに対し、一般消費者に対する産地情報の伝達違反については勧告・命令の措置がとられているのはなぜですか。
- (問24) 米トレーサビリティー制度はいつから施行されますか。

- (問25) 平成22年10月1日の施行日の前後に米穀等を取引した場合の記録の作成、保存の義務はどのようになりますか。
- (問26) 平成23年7月1日の施行日の前後に指定米穀等を取引した場合の事業者間の産地情報の伝達、一般消費者への産地情報伝達の義務はどのようになりますか。
- (問27) 米トレーサビリティ法について、詳細にわかる資料はホームページで見ることができますか。また、質問、相談はどのような機関に対して行えばよいのですか。

(問1) 米トレーサビリティ法の目的はどのようなものですか。

(答)

この法律は、米穀事業者に対し、米穀等の譲受け、譲渡し等に係る情報の記録及び産地情報の伝達を義務付けることにより、米穀等に関し、食品としての安全性を欠くものの流通を防止し、表示の適正化を図り、及び適正かつ円滑な流通を確保するための措置の実施の基礎とするとともに、米穀等の産地情報の提供を促進し、もって国民の健康の保護、消費者の利益の増進並びに農業及びその関連産業の健全な発展を図ることを目的としています。

(問2) 米トレーサビリティ法の概要はどのようなものですか。

(答)

米トレーサビリティ法は大きく2つの内容から構成されています。一つはトレーサビリティの確保のため、米穀等（米や米加工品）を取引したとき等にその内容について記録を作成・保存すること、もう一つは、消費者が産地情報を入手できるように指定米穀等（米穀等から非食用のものを除いたもの）を取引する際にその米穀自体や原料に用いられている米穀の産地を相手に伝達することです。

(問3) 米トレーサビリティ法に基づく産地情報の伝達と、食品表示法、食品衛生法（乳及び乳製品の成分規格等に関する省令を含む。）、景品表示法、不正競争防止法との関係はどのようになっていますか。

(答)

米トレーサビリティ法では、指定米穀等（米穀、もち、だんご等）の事業者間取引、一般消費者への販売・提供について産地情報伝達を義務付けています。この一般消費者への販売における産地情報の伝達は、食品表示法においても玄米、精米、もちについて同様に義務付けを行っていることから、食品表示法により産地を表示しなければならない場合は米トレーサビリティ法の適用を除外するという調整規定が置かれています。

景品表示法は事業者に対して消費者を誤認させる不当な表示を禁止しており、米トレーサビリティ法の産地情報の伝達の対象、対象外に関わらず、産地の偽装等に対し

適用されます。

また、不正競争防止法は虚偽表示などの不正な行為や不法行為が行われることにより、他の事業者が不利益を被らないようにする法律であり、米トレーサビリティ法の産地情報伝達の対象、対象外に関わらず、商品、その広告・取引用の書類・通信に、原産地等の誤認をさせる表示を使用する行為等が禁止されています。

なお、食品衛生法には原料の産地表示義務に関する規定はありません。

(問4) 米トレーサビリティ法でいう「米穀等」とはどのようなものですか。

(答)

トレーサビリティの対象となる「米穀等」については、米穀（もみ、玄米、精米、砕米）のほか、以下の飲食料品が対象となります。

① 主要食糧に該当するもの

米粉、米穀をひき割りしたもの、ミール、米粉調整品（もち粉調整品を含む）、米菓生地、米こうじ等

② 米飯類

各種弁当、各種おにぎり、ライスバーガー、赤飯、おこわ、米飯を調理したもの、包装米飯、発芽玄米、乾燥米飯類等の米飯類（いずれも、冷凍食品、レトルト食品及び缶詰類を含む。）

（注）米飯類については、いわゆる「白めし」として一般消費者に提供されるもののほか、おかゆ、寿司、チャーハン、オムライス、カレーライス、ドリアなどご飯として提供される料理が対象となります。

③ もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりん

(問5) 米トレーサビリティ法でいう「米穀事業者」とはどのような事業者ですか。

(答)

1 米穀事業者は「米穀等の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業を行う者」とされており、生産者、製造業者、流通業者、小売業者、外食業者など、米穀等を取扱う幅広い事業者が対象となります。

2 「事業を行う者」かどうかについては、「販売、輸入、加工、製造又は提供」を反

復継続的に行っているかどうかによって判断されるものであり、当該行為を1日程度行っていたとしても、「事業を行う者」には含まれません。

ただし、連続して行わなくても年間を通じて当該行為を行うような場合には、「事業を行う者」に含まれます。

- 3 なお、病院、学校、老人ホーム、刑務所等における給食に使用された米飯の原料米の産地情報の伝達については、一般消費者に対する提供ではないため不要です（ただし、当該施設内であっても、一般消費者も利用できる食堂等においては産地情報の伝達が必要）。いずれの場合であっても、米穀事業者として米穀等を仕入れた場合の記録の作成の義務は発生します。

（問6） 米トレーサビリティ法でいう「指定米穀等」とはどのようなものですか。

（答）

「指定米穀等」は、問4に掲げた「米穀等」と同様の品目としていますが、飼料用、バイオエタノール原料用等の非食用に供されるものを除くこととしています。

（問7） 米トレーサビリティ法では、どうして記録を作成する必要があるのですか。

（答）

米穀等に関し、事故等が発生した際に、保存された記録を基に流通ルートを特定することにより、食品としての安全性を欠くものの流通を防止し、表示の適正化を図り、及び適正かつ円滑な流通を確保するための措置の実施の基礎とするために、米穀事業者に対し、米穀等の譲受け、譲渡し等に係る情報の記録及び産地情報の伝達を義務付けています。

（問8） 取引等の記録はどのような場合に作成しなければならないのですか。

（答）

- 1 米穀等を他の米穀事業者に譲渡した場合又は譲受けた場合（販売の委託、受託を含む）に記録の作成が必要になります。
- 2 具体的には、所有権の移転を伴うような取引のほか、生産者が集荷業者に販売を委託した場合等に必要となります（同様に、それぞれ入荷した店舗、受託した側も含まれます。）。

（問9） 取引等の記録にはどのような項目が必要ですか。

（答）

米穀等の取引等に係る情報の記録に関する省令（平成21年11月5日財務省令・農林水産省令第1号）第2条第1項に定められているとおり、

- ① 名称（取引において通常用いている名称を記載。）
- ② 産地（指定米穀等の取引等を行った場合のみ。）
- ③ 数量（取引において通常用いている単位で記載。）
- ④ 年月日（搬入又は搬出した日を記載。これにより難しい場合は、受発注をした日等取引をした年月日でも可。）
- ⑤ 取引の相手方の氏名、又は名称
- ⑥ 譲受けに伴って搬入を行った場合には、搬入をした場所(注1)又譲渡しに伴って搬出を行った場合には、搬出をした場所(注1)
- ⑦ 用途限定されている米穀については、その用途(注2)について記録する必要があります。

（注1）・ 農協の倉庫から搬出した場合など、搬出入の場所について引取当事者が把握していない場合には、搬出入を行った他の者の名称（〇〇農協）でも可。

又、記録を事業所ごとに整理している場合には、この搬出入の場所の記録は不要。

（注2）・ 用途限定されている米穀とは、食糧法における米穀取扱業者の遵守すべき事項に用途限定米穀として定められている米穀を指し、米穀取扱業者が用途限定米穀を出荷・販売する際には、当該米穀が用途限定米穀であることが明らかとなるよう措置することが、別途、遵守すべき事項として義務付けられている（平成22年4月1日施行）。

（問10） 縁故米も取引等の記録を作成する必要がありますか。

（答）

米トレーサビリティ法で取引等の記録の作成義務を課しているのは、米穀等を他の

米穀事業者に譲渡した場合又は譲受けた場合（販売の委託、受託を含む）ですので、当該取引等の相手先が米穀事業者でない場合には記録の作成義務はありません。

（問11） 搬出、搬入等の記録はどのような場合に作成をしなければなりませんか。

（答）

- 1 米穀等を搬出、搬入等を行った際の記録は、取引等のお金の流れとモノの流れが異なる場合でも流通ルートを特定し、回収等を適切に行うために必要な記録となるため、米トレーサビリティ法第3条の譲渡し、譲受けの記録とは別に、米トレーサビリティ法第5条で記録の義務を課しています。
- 2 具体的には、自社の物流センターから店舗に出荷した場合、セントラルキッチンから店舗に出荷した場合、とう精などの加工を委託した場合、米穀等を廃棄した場合、米穀等を亡失した場合が含まれます。  
（同様に、それぞれ入荷した店舗、受託した側も含みます。）
- 3 ただし、工場と倉庫が併設してある場合などひとまとまりとしての機能を有する同一の敷地内での移動については、記録の必要はありません。

（問12） 搬出、搬入等の記録にはどのような項目が必要ですか。

（答）

米穀等を搬出、搬入等を行った場合には、以下の項目について記録の作成が必要です。ただし、指定米穀等であっても産地の記録は不要です。

- ① 名称（取引において通常用いている名称を記載。）
- ② 数量（取引において通常用いている単位で記載。）
- ③ 年月日（亡失をした場合であって、その年月日が明らかでないときは、時期。）
- ④ 搬入及び搬出をした場所（注1）
- ⑤ 取引の相手方の氏名、又は名称
- ⑥ 用途限定されている米穀については、その用途（注2）

（注1）・ 農協の倉庫から搬出した場合など、搬出入の場所について引取当事者が把握していない場合には、搬出入を行った他の者の名称（〇〇農協）でも可。

又、記録を事業所ごとに整理している場合には、この搬出入の場所の記録は不要。



(注2)・ 用途限定されている米穀とは、食糧法における米穀取扱業者の遵守すべき事項に用途限定米穀として定められている米穀を指し、米穀取扱業者が用途限定米穀を出荷・販売する際には、当該米穀が用途限定米穀であることが明らかとなるよう措置することが、別途、遵守すべき事項として義務付けられている（平成22年4月1日施行）。

(問13) 記録の保存はどれ位の期間必要ですか。

(答)

米穀等を他の米穀事業者との間で譲渡し、譲受けを行った際（販売の委託、受託を含む）、あるいは搬出、搬入等を行った際の記録は、以下の場合を除き3年間の保存が必要です。

- ① 消費期限が付されている商品（仕出し弁当や給食など速やかに消費することを前提としたものを含む）については、3月間
- ② 記録を作成した日から賞味期限までの期間が3年を超える商品については5年間

(問14) 取引等の記録、搬出、搬入等の記録の作成の際に、入荷したものと出荷したものととの対応関係が分かるようにする旨の努力義務が規定されていますがどのような内容ですか。

(答)

- 1 米トレーサビリティ法では、米穀等について問題が生じた際に、事後的に流通ルートを特定できるよう、米穀等について取引等を行った際に記録を作成することとしております。これと併せて、米穀等について表示の適正化等を図ることや米穀等の産地情報の提供を促進するため、指定米穀等について産地情報の伝達を行うこととしております。
- 2 したがって、流通ルートをより正確に特定したり、産地情報の確からしさを担保するためには、①飲食料品の製造業者については、入荷した原材料と製造ロット、出荷ロットの関係等、②流通業者については、入荷ロットと出荷ロットとの対応関係等が明確になっている必要があります。
- 3 しかしながら、入荷したものと出荷したものととの対応付けの困難さや方法が業種によって大きく異なり、また、同じ加工製造業者でも製造方法等によって大きく実

態が異なることから、法令により対応付けの方法を一律に定めるのではなく、努力義務としたところ です。

(問15) 事業者間の取引についても産地情報の伝達が、どうして必要なのですか。

(答)

次の米穀事業者が産地情報を記録したり、最終的に一般消費者に対して産地情報を伝えるために、米穀事業者間の産地情報の伝達を行う必要があります。

(問16) 事業者間における産地情報の伝達の方法にはどのようなものがありますか。

(答)

米穀事業者間の産地情報の伝達方法については、商品の容器・包装への記載のほか、取引等の際に交わす伝票、送り状、規格書等への記載が定められています。

(問17) 指定米穀等の産地情報の伝達の「産地」については、どのように表記すればよいのですか。

(答)

- 1 産地が国内の場合には「国内産」や「国産」と、産地が外国の場合は、その国名で記載することとします。ただし、産地が国内の場合には都道府県名、市町村名や一般的に知られた地名でもかまいません。
- 2 産地が2以上ある場合にあつては、原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載することとします。  
産地が3以上ある場合にあつては、原材料に占める重量の割合の多いものから順に2以上記載し、その他の原産地を「その他」と記載することができることとします。この場合、国産の原材料と外国産の原材料を混合している場合には、国レベルでカウントすることとし、3か国以上のものを混合した場合には「その他」と記載できません。

3 2の場合において、原料米の産地が特定できていても、原材料の産地ごとの原材料に占める重量の割合の順序が変動するような場合には、一般消費者へ産地を誤認させない限りにおいて、過去の一定期間の使用割合の実績に基づいて産地の順番を記載できることとします。この場合、「〇〇の産地は、当社における昨年度の取扱実績の多い順に記載しています。」等の注意書きを添えることが必要です。

(注)ただし、当該商品に実際に使用していない産地を過去の実績として記載することは、優良誤認を招くおそれがあるため、過去の実績による記載をする場合でも、実際に使用している産地を記載することが必要です。

4 外国で加工製造された場合であっても、原則として原料米の産地を記載することとなりますが、加工品（製品、半製品）で輸入された場合でその原料米の産地が明らかでないときは、当該加工品そのものの原産国（加工、製造をした国名）を記載することとします。

この場合には、記載された産地がその原料米の産地でなく、加工品そのものの原産国であることが分かるようにすることが必要です。

(問18) 業務用加工食品と業務用生鮮食品についても産地情報の伝達の義務がかかりますか。

(答)

1 米トレーサビリティ法では、指定米穀等を他の米穀事業者との間で譲受け、譲渡しをした場合に取引等の記録として産地の記録を義務付けているほか、一般消費者に指定米穀等を販売・提供する場合に産地情報の伝達を義務付けております。

2 したがって、業務用加工食品、業務用生鮮食品であっても、譲渡先の米穀事業者が米トレーサビリティ法上の義務を適切に果たすために、産地情報の伝達が必要となります。

(問19) 指定米穀等についてはばら売りをする対面販売などの場合であっても、産地情報の伝達をする必要はありますか。

(答)

1 指定米穀等を他の米穀事業者に譲渡した際（販売の委託を含む。）の産地情報伝達、

あるいは、指定米穀等を一般消費者に販売・提供した際の産地情報の伝達は、ばら売りをする対面販売など食品表示法や食品衛生法において表示の義務を課していない場合であっても、産地情報の伝達を行う必要があります。

- 2 一方、外食店などで料理等として指定米穀等を提供する場合には、米飯類以外のものについては産地情報の伝達は不要です。

(問20) 輸入品の場合、例えば「カリフォルニア産」等と国名を省略した形で記載することはできますか。

(答)

指定米穀等の産地が外国産の場合、産地を国単位で書く必要がありますので、国名を省略して州名等のみで記載を行うことはできません。

(問21) 一般消費者に対する産地情報の伝達の方法にはどのようなものがありますか。

(答)

一般消費者に対する産地情報の伝達方法については、

- ① 商品の容器又は包装に具体的な産地情報を記載。
- ② 小売販売店や外食店等の指定米穀等を販売または提供をしている場所において、メニュー、店内配布チラシ、ショップカード等や店内、店の入り口の看板等の一般消費者の目につきやすい場所に具体的な産地情報を記載。
- ③ インターネット販売や通信販売の場合には、販売の条件を示すホームページやカタログの見やすい箇所に産地を記載することも可。
- ④ 商品等にホームページアドレスを記載し、当該ホームページにアクセスすることにより産地情報が入手できるようにする方法も可。この場合、商品パッケージにその旨の記載が必要であるほか、Web上で当該商品の製造年月日やロット番号等と産地情報との対応関係が把握できるようにする必要があります。
- ⑤ 商品等に「お客様相談窓口」を記載し、当該窓口へ照会すれば、産地情報が入手できるようにする方法も可。この場合には、お客様相談窓口において、産地情報を入手できる旨の記載が必要となります。
- ⑥ 対面販売や外食店において、店員に対して研修等を通じて対応マニュアルなどにより、消費者の求めに応じて店員が産地情報を伝達することも可。この場合、店内

等に「産地情報については、店員にお問い合わせください。」等の掲示が必要となります。

- ⑦ 上記⑤及び⑥の仕組みは、産地情報が正しく伝達されているかどうかの検証が可能な仕組みとする必要があるため、この対応を行う事業者は、対応マニュアルを定め、従業員が当該マニュアルに従って適切に対応できるための措置（周知徹底、教育研修）などを講じ、講じた措置の実績を記録しておく必要があります。

（問22） 米トレーサビリティ法に違反した場合の罰則はどのような内容ですか。

（答）

- 1 取引等の際に、記録を作成しなかったり、虚偽の記録を作成した場合、定められた期間保存しなかった場合、他の米穀事業者に対して産地情報を伝達しなかった場合、虚偽の伝達をした場合、正当な理由なく報告徴収命令や立入検査を忌避した場合等には、50万円以下の罰金に処することとされています。
- 2 また、一般消費者への産地情報伝達を適切に行わなかった場合、勧告、命令が行われることとなっており、この命令に従わなかった場合に50万円以下の罰金に処することとされています。

（問23） 事業者間の産地情報の伝達違反が直罰となっているのに対し、一般消費者に対する産地情報の伝達違反については勧告・命令の措置がとられているのはなぜですか。

（答）

- 1 米トレーサビリティ法は、米穀事業者が指定米穀等の取引等を行った場合には、産地情報を含む必要項目について記録の作成、保存の義務が課されており、トレーサビリティの確保のため、この記録の作成、保存の義務は直罰規定となっています。このため、次の米穀事業者が適切に産地情報を記録するためには、他の米穀事業者が指定米穀等を譲り渡す際の産地情報の伝達についても適切に行う必要があるということで、これについても直罰規定としています。
- 2 なお、一般消費者への産地情報の伝達については、新しい制度であり、幅広い事業者に取り組んでいただく必要がある仕組みであることも考慮し、まずは事業者の

自主的な取組により改善を促すという考え方に基づき、勧告、命令というステップを踏むこととしています。

(問24) 米トレーサビリティ制度はいつから施行されますか。

(答)

取引等の記録の作成、保存（トレーサビリティ）については、平成22年10月1日、産地情報の伝達については、平成23年7月1日に施行されます。

(問25) 平成22年10月1日の施行日の前後に米穀等を取引した場合の記録の作成、保存の義務はどのようになりますか。

(答)

- 1 記録の項目として、年月日がありますが、この期日が平成22年10月1日となるものから、取引等の記録の作成、保存が義務となります。
- 2 記録が必要な項目は、記録省令第2条第1項で規定されているとおり、
  - ① 名称（取引において通常用いている名称を記載すること。）
  - ② 産地（指定米穀等のみ）
  - ③ 数量（取引等において通常用いている単位で記載）
  - ④ 年月日（搬入又は搬出をした日を記載。これにより難しい場合は、受発注をした日等取引をした年月日でも可。）
  - ⑤ 取引の相手方の氏名、又は名称
  - ⑥ 搬入又は搬出をした場所
  - ⑦ 用途限定されている米穀については、その用途を記入。となっております。
- 3 なお、「指定米穀等」で記録の項目となる「産地」については、平成23年7月1日以前に、①国内で生産者から出荷された米穀、②国内で取引された輸入米穀等、③①、②を用いた加工品については、「産地」を記録する必要はありません。

(問26) 平成23年7月1日の施行日の前後に指定米穀等を取引した場合の事業者間の産地情報の伝達、一般消費者への産地情報の伝達の義務はどのようになりますか。

(答)

- 1 平成23年7月1日以前に、①国内の生産者から出荷された米穀、②国内で取引された輸入米穀等、③①、②を用いた加工品については、米穀等の産地情報を伝達する義務は免除されますので、施行日である平成23年7月1日以降に取引等を行ったすべての指定米穀等について、必ずしも産地情報の伝達義務が生じるわけではありません(産地の記録義務についても同様。)
- 2 したがって、平成23年7月1日以降であっても、産地情報の伝達の義務が発生しない指定米穀等(指定米穀等ではないものとしてみなされる指定米穀等)が当面の間流通することとなります。

(問27) 米トレーサビリティ法について、詳細にわかる資料はホームページで見ることが出来ますか。また、質問、相談はどのような機関に対して行えばよいのですか。

(答)

米トレーサビリティ法については、農林水産省HPで情報提供していくこととしております。また、質問、相談につきましては、最寄の地方農政局等までお願いいたします。

<農林水産省HP>

ホーム>組織・政策>消費・安全>トレーサビリティ関係>お米の流通に関する制度  
URL : <http://www.maff.go.jp/j//keikakusyoutan/beikoku/index.html>

以 上